

◇新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

1 手続等における情報通信技術の利用

申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができることとしました。（第4条関係）

2 添付書面等の省略

他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている県の執行機関等が定める書面等について、県の機関が、県の執行機関等が定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととしました。（第8条関係）

3 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずることとしました。（第9条関係）

4 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

1 育児休業又は部分休業をすることができない職員の範囲の見直し

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員についても、育児休業又は部分休業をすることができることとしました。（第2条及び第25条関係）

2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

(1) 任命権者は、妊娠又は出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととしました。（第28条の2関係）

(2) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととしました。（第28条の3関係）

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇法人の県民税の特例に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

1 法人の県民税（法人税割）の税率の特例措置を講ずる期間の延長

法人の県民税（法人税割）の税率について、100分の1とするところを一定の要件を満たす法人等を除き100分の1.8とする特例措置を講ずる期間を、令和9年3月31日まで延長することとしました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

1 法人の事業税の税率の改正

令和4年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。（第31条及び附則第17条関係）

2 不動産取得税に関する規定の整備

令和4年度税制改正に伴い、不動産取得税の申告に関する規定の整備を行うこととしました。（第39条、第43条、第45条及び第46条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

1 未成年の子に関する経過措置

民法の改正により成年年齢が引き下げられたことに伴い、遺族年金の加給の原因となる未成年の子がある場合における経過措置に関する規定を設けることとしました。（第1条関係）

## 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（新潟県条例第9号）

#### 1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

#### 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、国、市町村、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする事としました。(第4条関係)

#### 3 自転車利用者の責務

自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならないこととし、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

#### 4 県民の役割

県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

#### 5 自転車損害賠償責任保険等への加入

自転車利用者（未成年者を除く。）、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととしました。(第17条関係)

#### 6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

#### 1 相談体制等の見直し

男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談体制等の見直しをすることとしました。(第22条関係)

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県保健所条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

#### 1 所管区域の変更

基幹統計である人口動態統計、医療施設統計、患者統計及び国民生活基礎統計に関する保健所の事務の所管区域を変更することとしました。(別表第2関係)

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

#### 1 手数料の新設

機器の設置に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。(別表関係)

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（新潟県条例第15号）

#### 1 趣旨

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定による認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等に対する畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の規定に基づく災害危険区域内における建築に関する制限、同令第35条の規定に基づく敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び敷地等と道路との関係に

についての制限の付加並びに同法、同令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収については、この条例の定めるところによることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

1 負担金の徴収方法の改正

国営土地改良事業に係る施設について突発事故被害の復旧を併せ行う場合の負担金の支払期間は、当該事業及び当該突発事故被害の復旧の全てが完了した年度の翌年度の初日から起算することとしました。(第4条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県盛土等の規制に関する条例（新潟県条例第17号）

1 目的

この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 盛土等の許可

盛土等を行おうとする者は、一定の要件を満たす盛土等を除き、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならないこととしました。(第7条関係)

3 土砂等搬入禁止区域の指定

知事は、盛土等区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等搬入禁止区域として指定することができることとしました。(第24条関係)

4 土砂等の搬入の禁止

何人も、一定の要件を満たす場合を除き、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならないこととしました。(第25条関係)

5 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

6 施行期日

この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇新潟県附属機関設置条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第18号）

1 附属機関の統合

新潟県屋外広告物審議会を新潟県景観審議会に統合することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第20号）

1 手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備

収入証紙により納めなければならない手数料について、キャッシュレス決済による納付を可能にするため、関係する41の条例の規定のうち手数料の納入方法に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例（新潟県条例第21号）

1 目的

この条例は、県産農林水産物のブランド化に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者、関係団体及び事業者の役割等を明らかにするとともに、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県における農林水産物の持続的な発展を図り、地域経済の活性化はもとより、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

## 2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、ブランド化推進基本方針を定めるとともに、ブランド化推進基本方針に基づき、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする事としました。(第4条関係)

## 3 県推進ブランド品目

県は、ブランド品目のうち、県産農林水産物全体の付加価値を高める牽引役として、県推進ブランド品目を定めるとともに、県産農林水産物の需要を喚起するため、市町村、生産者、関係団体及び事業者と連携し、県推進ブランド品目に係る商品の開発、国内外への多様な販路の開拓及び魅力に関する情報の発信その他必要な施策を戦略的に推進するものとする事としました。(第12条関係)

## 4 連携協力体制の整備

県は、県産農林水産物のブランド化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、有識者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するとともに、生産者、関係団体及び事業者に対し、県産農林水産物のブランド化の推進について必要な助言、指導その他の支援を行うものとする事としました。(第14条関係)

## 5 公表

知事は、毎年度、県産農林水産物のブランド化の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第15条関係)

## 6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。